

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項	第7条第1項
処 分 の 概 要	自動車運転代行業の認定の取消し
原権者(委任先)	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条（第7号及び第8号を除く。）（自動車運転代行業の要件）、第4条（認定）
処 分 基 準	<p>自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項各号に該当するときは、以下のように、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復することができ、現に是正、回復しようとしている場合等を除き、自動車運転代行業の認定を取り消すものとする。</p> <ul style="list-style-type: none">法人の役員が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第3条第1号から第5号までに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問 い 合 わ せ 先	警察本部交通部交通企画課
備 考	